

資格研修等に関する規則

平成 25 年 4 月 1 日施行

（目的）

第 1 条 本規則は、一般社団法人日本クレジット協会（以下「本会」という。）が定款第 4 条第 1 項第 8 号に規定する会員の役員及び従業員等の研修及び資格認定（以下「研修等」という。）の実施に当たり、その内容等について定めることを目的とする。

（研修等の種類）

第 2 条 本会は、次に掲げる研修等を実施するものとする。

- (1) 割賦販売法及び同法に係る自主規制等に関する研修
- (2) 個人情報保護法及び同法に係る自主規制等に関する研修
- (3) クレジット業務に関連する研修等
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な研修等

（対象）

第 3 条 前条各号に掲げる研修等の対象者は、本会の会員（正会員及び準会員）の役員及び職員とする。ただし、第 5 条に定める細則において別に対象者の定めがある場合はその定めによる。

（受講料等）

第 4 条 本会は、第 2 条各号の研修等を実施するに当たって、必要経費等を勘案して算出された適正な受講料等を参加者から徴収できるものとする。

（細則）

第 5 条 研修等の実施に必要な細則は、人材育成部会の審議を経て別に定めるものとする。

（改廃）

第 6 条 本規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. 本規則は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。
2. 本規則は、平成 25 年 4 月 1 日から改正施行する。